北海道ケアラー支援推進計画(仮称)素案についての意見募集結果

令和5年(2023年)2月17日

北海道ケアラー支援推進計画(仮称)素案について、道民意見提出手続により、道民の皆様 からご意見を募集したところ、2人、6団体から、延べ11件のご意見が寄せられました。 ご意見の要旨及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

意見の概要

意見に対する道の考え方※

⑤具体的取組−3 地域づくり【P40】

い場所に行けて、自身の人生を主体的に生き一ず、広く地域住民がケアラー支援について関 族が一緒に行動することを受け入れる環境の|を共有していくことが重要です。 少なさ、そのことを受け入れる環境を作ると いう視点が今回の素案には欠けている。

ケアを受ける家族と、ケアをする家族が一 緒に行動できる場所があれば、自然に地域の|進していきます。 方と触れ合い、自分だけがケアをしているわ けではないことを視覚的にも認識できるので地域住民とのつながりが創出されるのみなら はないか。

自分もケアラーとなる可能性を考えているの 係を維持することにも有効とされているた だから、ケアラーの生活しやすい社会は、皆め、ご意見を踏まえ、こうした意義をあらた が生活しやすい社会になると思う。それを可します(P42)。 能とするよう、小さなことからでも全力で取 り組むべき。

③数値目標の設定【P63・64】

るが、対象を主要相談機関職員に限らず、サーを目標に定めています。 ービス事業所職員や民生委員・児童委員にま で範囲を広げることに関しては、何を持って一公的支援やサービスにつながらず、潜在化し ケアラー支援専門職の質の担保とするのか疑しているケースの把握が非常に重要であり、こ 問を感じる。

の数値目標ではなく、具体的カリキュラムを 支援者が大きな役割を果たすものと考えま 提示した上で、一定の実務経験等の要件を満す。そのため、道では、一定の実務経験を有 たした専門職を対象とした研修の受講修了者 する者や主要専門機関の職員など高い専門性 を数値目標としたほうが最終的によりケアラ を持つ者に限らず、民生委員・児童委員等を 一支援につながっていくと考える。主要相談 | 含め、研修の機会を幅広く提供することとし 機関職員以外については、専門相談窓口の周 ています。ご意見を踏まえ、道のこうした考 知を目標とすべきではないか。

ケアラーとそのご家族が希望を持って自分 ケアラーが望んでいることは、バリアを感しい暮らしを送ることができる地域社会を じることなく、やりたいことができ、行きた|実現するには、福祉分野の関係機関のみなら ること。ケアを受ける家族と、ケアをする家 心を持ち、理解を深め、互いに支え合う意識

> このような地域づくりに向けて、道では、 地域住民や事業者への意識啓発のほか、介護 者サロンやカフェなどの交流拠点の整備を促

こうした拠点は、ケアラー同士の出会いや ず、ケアラーとそのご家族がともに参加する 調査結果からもわかるように、多くの人が |ことで、互いの思いを共有し、良好な家族関

Α

人材育成に係る目標について、貴見のとお ケアラー支援に関する人材育成には賛成すり、市町村と主要専門機関の職員の受講者数

他方、ケアラー支援を進めるに当たっては、 の点において、介護サービス事業所の職員や 本項目については、単なる研修受講修了者 医療従事者、民生委員・児童委員等、地域の え方が明確となるよう、表現を一部修正しま す (P63 及び P64)。

Α

母具体的取組-1 普及啓発【P22】

も考え、様々な啓発を行ってもらいたい。

ヤングケアラーは、家族のためと「当たり 前に」考え、外には言わないことが多い。こ だろうから、困っていることを話せる環境作が広がるよう、普及啓発の取組を行っていく りに向けて、教育と福祉との垣根を超えた連|こととしております。 携が必要と思う。

の成長のために奔走するもの。それは「当た」参加型のシンポジウムの開催など、多様な普 り前」のことと捉えてきたし、これからもそ一及啓発の展開を図っているところです。 うだと思っている。

違いについて、保護者から戸惑いの声が出て|所に配置し、支援を必要とするヤングケアラ いる。家庭内で抱え込まない、他者に支援を一を適切な支援へ結び付ける取組を進めてま 求めることが当たり前の社会になることを、 普及啓発の柱とすることを望む。

母具体的取組-2 相談支援体制【P28】

のことだと思っていない。「ケアラー」と「介|やリーフレットなどの啓発資材を通じて周知 護者」をセットでアピールしてもらいたい。

ケアラー支援には既存のシステムがあり、 高齢者介護福祉の機関や支援策、スタッフが 及啓発の取組を引き続き行ってまいります。 重複・錯綜しているように思うが、その中で 新たな位置付けがわかりにくい。

的な支援として、後方支援システムが必要にる方」も「行う方」も、双方が大切にされる なると思う。

意見に対する道の考え方※

家庭内のケアに関する事柄は、多くの場合、 家族が世話をする風潮が当たり前にあるこ 他人には知られたくないものであり、周囲に とを踏まえ、ネット環境のない方もいること相談できず悩みや負担を抱え込んでしまうこ とが懸念されることから、広く道民がケアラ 一への理解を深め、支援の必要性に気付くと ともに、ケアラー自身が悩みや負担を相談し、 うした場合、学校の教員が気付く場合が多い 支援を求められる仕組みがあることへの認識

具体的には、ホームページ等による情報発 障害のある子どもを持つ保護者は、子ども 信のほか、ポスターやリーフレットの配布、

また、道では、教育と福祉をつなぐ「ヤン そうした中で、「親」と「ケアラー」との「グケアラー・コーディネーター」を全道8カ いります。

В

ケアラーの具体的な定義は、条例に定めて 介護者は、「ケアラー」という用語が自ら いるほか、主な該当例については、ポスター に努めているところです。ケアラーに関する |認知度を高め、適切な理解が深まるよう、普

家族介護を担っている方への支援について は、これまでにも行われているものですが、 また、支援をする人たちへの技術的・実践 ケアラー支援の取組は、介護や援助を「受け べき存在であるという認識に立ち、これまで 行っている各分野での支援を組み合わせて、 ケアラーとそのご家族を支えていこうとする ものです。

> また、道では、支援の視点や要支援ケース を把握するポイント、効果的な支援方法等が 身に付けられるよう、市町村や関係機関の職 員等を対象とした研修を実施しており、今後 とも、適切なケアラー支援を行うことのでき る人材の育成に努めてまいります。

> > В

⑤具体的取組−3 地域づくり【P44】

らない」ということもあると思うが、ケアラいては、同居家族の有無のみで一律・機械的 て、居宅内の公的支援やサービスが十分に支|事務連絡において示されており、子どもが介 給決定されない可能性がある現状なのではな|護等の担い手となっている場合は特に、その いか。

いるだけで、実際にその方がケアできるかど ろです。 うかというところまで吟味されずに、公的支 援やサービスの不支給決定がされてしまうこ か。

❺具体的取組−2 相談支援体制【P31】

護殺人」やそれに類する事件だと思う。指標|囲に相談できず悩みや負担を抱え込んでしま として道内の介護殺人ゼロを目指すべきであ うことが懸念されることから、支援を必要と り、万が一介護殺人が起きた場合は、この条 するケアラーを早期に把握し、適切な支援へ 例に基づき整備された「協議の場」でデスカ つなげることが重要と考えております。 ンファレンスを行い、課題を分析するべきだ と思う。

意見に対する道の考え方※

自宅で介護等を必要とする方に同居家族が ケアラー自身が「公的支援やサービスを知」いる場合における介護サービスの取扱いにつ ーとなりえる人が世帯内にいることによっ|にサービスの支給可否を判断しないよう国の 「介護力」を前提とせず、サービスの利用に 世帯構成員の中にケアラーとなりえる人が一ついて十分配慮するよう求められているとこ

道としては、ケアラーが安心して暮らすこ とのできる地域づくりに向けて、ケアラーと とが場合によってはあるのではないだろう その家族を一体的に支援していくことが必要 と考えており、本計画においても、市町村や 関係機関等と協力し、この方針に沿って、引 き続き取組を進めていきます。

家庭内の介護等に関する事柄は、多くの場 ケアラー支援の充実の対極にあるのが「介」合、他人には知られたくないものであり、周

> ケアラーが抱える悩みや負担は、年齢や家 庭環境、ケアを必要とする家族の状態などに よって様々であり、課題が複合化しやすい特 徴があるため、実際の支援に当たっては、複 数の機関・部署が横断的に関わっていくとと もに、あらかじめ協議の場を設けておくこと が重要です。

> 道では、こうした協議の場が全ての市町村 で整備され、個々の世帯への支援や地域課題 に関する話し合いなどが円滑に行われるよ う、分野横断的な連携体制の構築を推進して いくこととしております。

> ご意見につきましては、今後の施策を推進 していく上での参考とさせていただきます。

> > C

意見に対する道の考え方※

母具体的取組-2 相談支援体制【P34】

載されていないし、教員もケアラー条例の制 専門員、相談支援事業所の相談支援専門員な 定のことは知らない。

るまでの間は、医療・介護・福祉の学生に対 こうした専門職向けの研修においても、同様 し、教員がそれをもとに指導することができ の内容を盛り込むことについて、検討を行っ る冊子等の資料は必要だと思う。

道では、令和3年度から地域包括支援セン 現在の医療・福祉領域の教育シラバスには、ターの職員向け研修において、ケアラー支援 「ケアラー」の考え方は入っていない。少なに関するカリキュラムを設けたところです くとも介護福祉士の教科書にはその概念は掲|が、介護保険施設等の介護福祉士や介護支援 どの専門職の方は、ケアラーとそのご家族に テキストにケアラー支援の概念が掲載され とって身近な支援者であることから、今後、 てまいります。

> なお、令和4年度から開始した「ケアラー 支援関係機関職員等研修」は、医療・介護・ 福祉の現場で様々な支援に携わる専門職の方 を受講対象として実施しております。

> ご意見につきましては、今後の施策を推進 していく上での参考とさせていただきます。

5具体的取組-3 地域づくり【P40】

はないが、不要だろうか。独自のコミュニテトなどにも掲載しているとおり、家族の身体 ィなどにより、想定している地域づくりによ|的な介助や日常生活上の手助けをしている方 り支援が期待される社会資源と接点が少ないのみならず、「日本語が第一言語でない家族 場合も考えられる。

外国人や残留孤児のケアラー支援への視点 については、道のホームページやリーフレッ や障がいのある家族のために通訳をしてい る」児童生徒なども含めることとしておりま す。

> また、ケアラーを支援するための地域づく りには、外国人なども含め、誰も排除されず、 全員で互いに支え合う社会的包摂の視点が重 要と考えており、道としては、条例の理念の もと、全てのケアラーとそのご家族が安心し て暮らすことのできる地域社会の実現を目指 しています。

> ご意見につきましては、今後の施策を推進 していく上での参考とさせていただきます。

●計画策定の趣旨【P1】

「計画策定の趣旨」にケアラーの負担が表 現されているが、高齢化や少子化がケアラー を生じさせている根拠は明らかでないため、 世帯規模の縮小や悩みを抱え込んでしまう状 況などによって負担が一層大きくなるという 分ではないことなどにより、悩みを抱え込み ように修正すべき。

一人当たりのケアラーにかかる負担が大き くなると見込まれる背景には、少子高齢化や |核家族化に伴う世帯の小規模化といった社会 構造の変化もあると考えられます。

また、ケアラーの認知度や周囲の理解が十 やすい傾向にあるという特性もあることか ら、原文のままとさせていただきますので、 ご理解願います。

D

母具体的取組−2 相談支援体制【P34】

観点で子どもを見ることができるのではないいった取組により、ヤングケアラーを把握し

不登校を経験せず、家庭が安定していた人 が教員になるのであり、ケアラーとは対極にを対象に、支援を必要とするヤングケアラー いる方々が、ケアラーを理解することはでき を把握するポイントや相談対応上の配慮事項 るのだろうか。

意見に対する道の考え方※

児童生徒にとって最も身近な関係機関は学 担任の教員は忙しいため、学校にスクール校であることから、教職員等は、家庭の状況 ソーシャルワーカーを常勤で置けば、福祉的|に気付いたり、関係者間で情報を共有すると やすい立場にあります。

> こうした状況を踏まえ、道では、教職員等 等を内容とする研修を実施しているほか、道 教委が作成したガイドラインやアセスメント シートを活用するよう各学校に周知しており ます。

> また、学校から行政に連絡・相談しようと したとき、現状ではヤングケアラーへの支援 を担当する窓口が十分に周知されていない場 合もあるため、学校等の教育機関から相談・ 依頼を受け、適切な支援やサービスへのつな ぎを担う調整役となる「ヤングケアラー・コ ーディネーター」を全道8カ所に配置してお ります。

> さらに、学校における心理や福祉の専門職 であるスクールカウンセラーやスクールソー シャルワーカーについて、市町村や学校の状 況に応じて配置・派遣方法の工夫や重点的な 派遣をするなどして、教育相談体制の充実を 図ってまいります。

D

⑥市町村や関係機関による取組例【P46】

の相談窓口以外の機能も併せ持つ。道のケア ラー支援の素案の中に函館市の取組例を挙げ ると、道内すべての包括に高齢者相談窓口以|目的で掲載しているものです。 外の機能を付与する指針を掲げていると誤解 を与えかねないと感じた。特に函館市の包括 に倣うことを求めるものではなく、本計画の は、高齢者以外の対応に追われ、疲弊してい るとの話も耳に入っており、すべての市町村 一を支援するための連携体制については、各 が函館市のような支援体制を整備できるとは 々の人口規模や社会資源の多寡などを踏ま 思えない。

本計画における「市町村や関係機関による 函館市の地域包括支援センターは、高齢者 取組例」は、ケアラー支援を直接に規定した 法律がない中で、この取組が全道域に広がる よう、市町村が参考にできる実例を紹介する

> 各市町村に対して、これらの取組例に一律 「着眼点」(P30)に記したとおり、ケアラ え、地域の実情に応じた柔軟なあり方を検討 することが重要と考えています。

> > D

※「音見に対する道の考え方」のA~Eの区分は次のとおりです

《「息兄に対する垣の考え方」のA~Eの区方は次のとわりです。		
	A	意見を受けて案を修正したもの
	В	案と意見の趣旨が同様と考えられるもの
	С	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
	D	案に取り入れなかったもの
	Е	案の内容についての質問等

問い合わせ先

保健福祉部高齢者保健福祉課 (地域支援係) 電話:011-231-4111

(内線:25-668)